

規約の改正について

1 理由

(1) 乗合バス路線に係る国の補助制度改正に伴う生活交通確保対策部会の改編

国の地域公共交通確保維持事業における乗合バスの地域間幹線系統補助の活用においては、令和2年11月の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、地域交通法）の改正に合わせ、それまでの生活交通確保維持改善計画の提出に替わって、地域公共交通計画への補助系統等の位置付けが要件化され、令和6年度をもって経過措置期間が終了しました。また、これまで地域間幹線系統補助に係る生活交通確保維持改善計画を作成し評価するための協議は、生活交通確保対策部会で実施していたところです。

当該制度改正に伴い、生活交通確保対策部会について、地域公共交通計画のうち、地域間幹線系統補助等に関する「別冊」及び「別紙」に係る協議を行うことができるものとし、併せて実際の協議状況や近隣他県の実例もふまえ、構成員を見直したうえで「バス専門部会」に改編します。

(2) 三重県地域公共交通計画策定に伴う地域幹事会の再編

地域幹事会は、地域別ワーキンググループ等を開催し、専ら路線バスの休廃止や利用促進に係る調整・検討を行っており、過去のバス路線網や営業所の管轄区域を基に、「北勢」「中勢」「松阪」「伊勢志摩」「伊賀」「東紀州」の6地域に設置しています。

このため、構成する自治体の中には、県外市村や複数地域の会議に参画している県内市町もありますが、令和6年3月に策定した三重県地域公共交通計画は、計画区域について、都市計画区域マスタープラン等の地域区分をふまえ、「北勢」「中勢」「伊勢志摩」「伊賀」「東紀州」の5地域に区分しており、現在、この地域区分を跨ぐバス路線もごく僅かです。

こうしたことをふまえ、地域幹事会は「北勢」「中勢」「伊勢志摩」「伊賀」「東紀州」の5つの「地域バス部会」に再編し、「バス専門部会」の地域部会として位置付けます。

(3) 乗合バス路線の休廃止手続きに係る道路運送法施行規則改正に伴う分科会の廃止

乗合バス路線の休廃止に係る事業計画の変更については、道路運送法第15条の2において、6月前までに届け出なければならないと規定されているところ、旅客の利便を阻害しないと認められる道路運送法施行規則（以下、規則）第15条の4で規定される場合は、30日前までに届け出れば足りると規定されています。同条第2号においては、告示で都道府県が主催することとされていた『地域協議会』において協議が整った場合が規定されているところ、令和4年3月に規則が改正され、『規則第4条の2に規定される地域公共交通会議』または『地域交通法第6条に規定される協議会（以下、法

定協議会)』において協議が調った場合」が追加されるとともに、一の市町村の区域内のみにおいて運行している路線については、市町村長が主宰する地域公共交通会議または市町村が組織する法定協議会で協議を調えることが可能になりました。

これに伴い、市町村長が主宰する地域公共交通会議または市町村が組織する法定協議会を本会の分科会として位置付ける必要がなくなったことから、分科会を廃止します。

(4) 委員及び役員の任期満了に伴う再任可能性を視野に入れた対応

本会の委員及び役員は、役員及び委員の任期は、規約第9条において、3年以内で会長が定める期間までと規定されており、現在の委員及び役員の任期は、令和8年3月までとなっていますが、再任は妨げないこととします。

2 内容

(1) 地域幹事会・生活交通確保対策部会・分科会に係る規定の整理

地域幹事会、生活交通確保対策部会及び分科会に関する規定を削除するとともに、「バス専門部会」及び「地域バス部会」に関する規定を新設します。

(2) 委員及び役員に係る規定の整理

委員及び役員について、任期満了後の再任を妨げない旨明記します。

(3) その他軽微な修正

今般の改正に伴い生じる条ずれや、重複する文言の整理等を行います。

3 施行日

議決の日から施行

新旧対照表

新	旧
第1条 第2条 (略) 第2条 三重県地域公共交通協議会は、次に掲げる事項を協議するため設置する。 (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づく三重県地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施、<u>同法第7条の2第1項に規定される計画の調査、分析及び評価、並びに計画の変更</u>に関すること (2) (略) 第3条 三重県地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 <u>(削除)</u> (1) <u>地域公共交通の確保・維持・改善に資する調査及び利用促進のための事業</u> (2) <u>前号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事業</u> 第4条～第8条 (略) 第9条 役員及び委員の任期は、3年以内で会長が定める期間までとし、<u>再任を妨げない。</u> 2 (略) 第10条～第19条 (略) <u>(削除)</u>	第1条 第2条 (略) 第2条 三重県地域公共交通協議会は、次に掲げる事項を協議するため設置する。 (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。）第6条第1項の規定に基づく三重県地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施等に関すること (2) (略) 第3条 三重県地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 <u>(1) 計画の策定及び変更に関すること。</u> <u>(2) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。</u> <u>(3) 計画の実施状況に係る調査、分析及び評価に関すること。</u> (4) 地域公共交通の確保・維持・改善に資する調査及び利用促進のための事業 (5) <u>前4号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと</u> 第4条～第8条 (略) 第9条 役員及び委員の任期は、3年以内で会長が定める期間までとする。 2 (略) 第10条～第19条 (略) 第20条 協議会の業務を円滑に行うため、

第20条 協議会に、<u>バス専門部会</u>を置く。 2 <u>バス専門部会</u>は、別表2に掲げる構成員で組織する。 3 <u>バス専門部会</u>は、必要に応じ<u>バス専門部会長</u>が招集する。 4 <u>バス専門部会</u>は、次に掲げる事項を議決し、その結果を協議会に報告するものとする。 _____ (1) (略) (2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）（以下「国要綱」という。）第2編第1章における<u>地域公共交通計画</u>に関すること	<u>別表2に掲げる幹事長及び幹事（以下「幹事等」という。）を置く。</u> 2 <u>幹事等</u>は、別表3に掲げる地域ごとに<u>地域幹事会</u>を組織する。 3 <u>地域幹事会</u>は、必要に応じ幹事長が招集する。 4 <u>地域幹事会</u>は、次に掲げる事項を協議する。 (1) <u>総会に付議すべき事項に関すること</u> (2) <u>総会の議決した事項の執行に関すること</u> (3) <u>その他地域幹事会において必要と認める事項</u> 5 <u>やむを得ない理由により地域幹事会に出席できない幹事等は、その指名する者を代理人として地域幹事会に出席させることができる。</u> 第21条 協議会に、<u>生活交通確保対策部会</u>を置く。 2 <u>生活交通確保対策部会</u>は、別表4に掲げる構成員で組織する。 3 <u>生活交通確保対策部会</u>は、必要に応じ<u>生活交通確保対策部会長</u>が招集する。 4 <u>生活交通確保対策部会</u>は、次に掲げる事項を議決し、その結果を協議会に報告するものとする。<u>この場合、前条に規定する地域幹事会における協議は省略することができる。</u> (1) (略) (2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）（以下「国要綱」という。）第2条第1項第1号の協議会として、<u>国要綱の規定に基づくことのうち、道路運送法第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送</u>
--	---

<u>(削除)</u> 5 やむを得ない理由により _____ 出席できない構成員は、その指名する者を代理人として _____ 出席させることができる。 6 バス専門部会の議事は、総会に関する規定に準じて行う。 第21条 バス専門部会に、地域バス部会を置く。 2 地域バス部会は、別表3に掲げる地域ごとに別表4に掲げる構成員で組織する。 3 地域バス部会は、必要に応じ地域バス部会長が招集する。 4 地域バス部会は、<u>別表3に掲げる地域における前条第4項各号に関する事項について調整、検討を行い、その結果をバス専門部会に報告するものとする。</u> 5 やむを得ない理由により出席できない構成員は、その指名する者を代理人として出席させることができる。 第22条 (略) 2～3 (略) 4 バリアフリー化部会は、国要綱第75条に掲げる計画について協議し、その結果を協議会に付議するものとする。 _____	事業、一般乗用旅客自動車運送事業（以下「乗合バス事業等」という。）に関すること 5 生活交通確保対策部会は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 乗合バス事業に係る路線の休止又は廃止についての協議 (2) 国要綱第2条第1項に規定する生活交通確保維持改善計画又は地域間幹線系統確保維持計画の策定 (3) 前号に掲げる計画に位置づけられた事業 6 やむを得ない理由により<u>部会に</u>出席できない構成員は、その指名する者を代理人として<u>生活交通確保対策部会に</u>出席させることができる。 7 部会の議事の運営は、総会の運営に関する規約に準じて行う。 (新設) 第22条 (略) 2～3 (略) 4 バリアフリー化部会は、国要綱第75条に掲げる計画について協議し、その結果を協議会に付議するものとする。<u>この場合、前条に規定する地域幹事会における協議は省</u>
---	---

5 やむを得ない理由により _____出席できない構成員は、その指名する者を代理人として _____出席させることができる。

(削除)

第 23 号～第 26 号 (略)

別表 1
委員

国土交通省中部運輸局三重運輸支局長
国土交通省中部運輸局交通政策部交通企画課長
三重県市長会事務局長
三重県町村会事務局長
別表 3 に掲げる各地域の市町地域交通担当部長等各 1 名以上
公益社団法人三重県バス協会専務理事
一般社団法人三重県タクシー協会専務理事
三重交通労働組合書記長
三重交通株式会社バス営業部長
三重近鉄タクシー株式会社担当役員
近畿日本鉄道株式会社鉄道本部名古屋統括部運輸部長
津エアポートライン株式会社担当役員
別表 3 に掲げる各地域の住民代表各 1

略することができる。

5 やむを得ない理由により部会に出席できない構成員は、その指名する者を代理人としてバリアフリー化部会に出席させることができる。

第 23 条 道路運送法施行規則第 9 条の 2 に規定する地域公共交通会議又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条に規定する協議会は、三重県地域公共交通協議会の分科会とすることができる。

2 前項の分科会は、乗合バス事業に係る路線のうち、単一市町内で完結する路線の休止又は廃止に関する事項を協議するものとする。

第 24 号～第 27 号 (略)

別表 1
委員

国土交通省中部運輸局三重運輸支局長
国土交通省中部運輸局交通政策部交通企画課長
三重県市長会事務局長
三重県町村会事務局長
別表 3 に掲げる各地域幹事会の市町村の生活交通担当部長等各 1 名
公益社団法人三重県バス協会専務理事
一般社団法人三重県タクシー協会専務理事
三重交通労働組合書記長
三重交通株式会社バス営業部長
三重近鉄タクシー株式会社担当役員
近畿日本鉄道株式会社鉄道本部名古屋統括部運輸部長
津エアポートライン株式会社担当役員
別表 3 に掲げる各地域幹事会の市町村

名以上
三重県県土整備部道路管理課長
三重県県土整備部港湾・海岸課長
三重県警察本部交通部交通規制課長
学識経験者
三重県地域連携・交通部副部長兼交通政策統括監

別表 2 (第 20 条関係)

バス専門部会構成員

部会 長	三重県地域連携・交通部交通政策課長
	国土交通省中部運輸局三重運輸支局首席運輸企画専門官
	別表 3 に掲げる関係地域の市町地域交通担当課(室)長各 1 名以上
	別表 3 に掲げる関係地域の関係バス事業者担当課長

別表 3 (第 21 条関係)

地域バス部会地域区分

北勢 地域 —	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中勢 地域 —	津市、松阪市、 <u>多気町、明和町、大台町</u>
(削 除)	(削除)
伊勢 志摩 地域 —	伊勢市、 <u>鳥羽市</u> 、志摩市、 <u>玉城町</u> 、度会町、大紀町、南伊勢町

の住民代表各 1 名
三重県県土整備部道路管理課長
三重県県土整備部港湾・海岸課長
三重県警察本部交通部交通規制課長
学識経験者
三重県地域連携・交通部副部長兼交通政策統括監

別表 2 (第 20 条関係)

幹事等

幹事 長	三重県地域連携・交通部交通政策課長
	国土交通省中部運輸局三重運輸支局首席運輸企画専門官
幹事	別表 3 に掲げる地域の市町村生活交通担当課(室)長
	別表 3 に掲げる地域の関係バス事業者担当部長

別表 3 (第 20 条関係)

地域幹事会

北勢 地域 幹事 会	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、 <u>愛知県弥富市</u>
中勢 地域 幹事 会	津市、松阪市、 <u>鈴鹿市、名張市、亀山市</u>
<u>松阪</u> 地域 幹事 会	<u>津市、伊勢市、松阪市、尾鷲市、熊野市、多気町、明和町、大台町、玉城町、大紀町、紀北町</u>
伊勢 志摩 地域 幹事	伊勢市、 <u>松阪市</u> 、 <u>鳥羽市</u> 、志摩市、 <u>明和町</u> 、 <u>玉城町</u> 、度会町、大紀町、南伊勢町

— 伊賀 地域 — — —	— 名張市、— 伊賀市 — — —
	東紀 州地 域— — —
別表 4（第21条関係） 地域バス部会構成員	
部会 長	三重県地域連携・交通部交通政 策課長
	国土交通省中部運輸局三重運 輸支局首席運輸企画専門官
	別表 3 に掲げる地域の市町地 域交通担当課（室）長
	別表 3 に掲げる地域のバス事 業者担当課長及び営業所長
会 伊賀 地域 幹事 会 東紀 州地 域幹 事会	津市、名張市、 <u>亀山市</u> 、伊賀市、 奈良県山添村、曾爾村、 <u>御杖村</u>
	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜 町、紀宝町、 <u>和歌山県新宮市</u>
別表 4（第21条関係） 生活交通確保対策部会	
部会 長	三重県地域連携・交通部副部長 兼交通政策統括監
	国土交通省中部運輸局三重運輸 支局長
	国土交通省中部運輸局交通政策 部交通企画課長
	三重県市長会事務局長
	三重県町村会事務局長
	別表 3 に掲げる各地域幹事会の 市町村の生活交通担当部長等各 1 名
	公益社団法人三重県バス協会専 務理事
	一般社団法人三重県タクシー協 会専務理事
	三重交通労働組合書記長
	三重交通株式会社バス営業部長
	三重近鉄タクシー株式会社担当 役員
	近畿日本鉄道株式会社鉄道本部

別表 5（第 22 条関係） バリアフリー化部会構成員			名古屋統括部運輸部長
			別表 3 に掲げる各地域幹事会の 市町村の住民代表各 1 名
		別表 5（第 22 条関係） バリアフリー化部会	
部会 長	子ども・福祉部家庭福祉・施設 整備課長	部会 長	子ども・福祉部家庭福祉・施設 整備課長
	国土交通省中部運輸局三重運輸 支局首席運輸企画専門官		国土交通省中部運輸局三重運輸 支局首席運輸企画専門官
	部会長が指名する市町の地域交 通担当課(室)長		部会長が指名する市町村の生活 交通担当課(室)長
	部会長が指名する事業者の担当 部長等		部会長が指名する事業者の担当 部長等

参照条文

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）

（事業計画の変更）

第十五条の二 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その六月前（旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その三十日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）

（地域公共交通会議の構成員）

第四条の二 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

（以下、略）

（一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更の特例）

第十五条の四 法第十五条の二第一項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 （略）

二 当該路線の休止又は廃止について地域協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であつて、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。）、地域公共交通会議（市町村長が主宰するものにあつては、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行しているものである場合に限る。）又は協議会（市町村が組織するものにあつては、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行しているものである場合に限る。）において協議が調つた場合

三 （略）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）

（協議会）

第六条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

第七条の二 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成した場合においては、毎年度、当該地域公共交通計画の区域における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、地域公共交通計画を変更するものとする。